

次期仙台市消費生活基本計画・消費者教育推進計画（令和3年度～令和7年度）策定に向けて（案）

【改正の趣旨】

- ・現計画に引続き、「消費者教育推進計画」を包含した「消費生活基本計画・消費者教育推進計画」とする。
- ・2015年9月に国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の理念を取り込む。

現計画（平成28年度から平成32年度）	次期計画（令和3年度から令和7年度）の方向性
第1章 計画の策定について <ol style="list-style-type: none"> 1 策定の趣旨 2 計画の根拠法令等 3 計画の構成 4 計画の期間 	○計画の趣旨・期間等基本事項
第2章 消費生活を取り巻く社会の現状 <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者をめぐる状況 2 消費者トラブルの複雑・多様化 3 消費生活相談の状況 	○消費生活の現状 <ul style="list-style-type: none"> ・商品・サービス・取引形態の多様化・複雑化 ・決済手段の多様化・高度化 ・成年年齢引下げ ・消費者行政におけるSDGs（持続可能な開発目標）実現への貢献
第3章 消費者市民社会を目指して <ol style="list-style-type: none"> 1 「消費者市民社会」とは 2 連携による消費者教育・啓発の推進 第4章 計画推進のための施策 <p>重要課題Ⅰ 消費生活の安全・安心の確保</p> <p>重要課題Ⅱ 消費者市民社会を目指す消費者教育・啓発の推進</p> <p>重要課題Ⅲ 消費者被害の防止及び救済</p> <p>重要課題Ⅳ 高齢者等特に支援を要する消費者への対応</p> <p>重要課題Ⅴ 多様な主体の連携の推進</p>	○計画推進の施策 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者市民社会へ向けた対応 ・消費者の安全・安心の確保 ・消費者教育・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> 成年年齢引下げに対応した消費者教育 自立した消費者、エシカル消費の普及・啓発 ・消費者被害の防止及び救済 <ul style="list-style-type: none"> 取引の多様化・複雑化等への対応 消費者ホットライン「188」の周知 消費者問題のグローバル化への対応 ・支援を要する消費者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 消費者志向経営の推進 ・多様な主体との連携の推進
第5章 計画の推進に向けて <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の進行管理 2 関係部局との連携 3 情報の発信と収集 	○計画の進行管理等